

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	寝屋川市 予防接種に関する履歴等の管理に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は予防接種に関する履歴等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寝屋川市 予防接種に関する履歴等の管理に関する事務	
②事務の概要	予防接種の対象者を抽出し、予診票の発行歴を管理する。 接種歴の取り込み処理を行い、接種記録を管理する。 接種証明書の発行を行う。 予防接種依頼書の発行を行う。 予防接種の一部負担金免除に係る接種券の発行を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム（VRS）の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム（VRS）にアクセスすることはできない。	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、ワクチン接種記録システム（VRS）	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表14の項 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表5の項 番号法第19条第6号（委託先への提供）	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項、第27条、第28条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	ア 対象者が成人 健康部健康づくり推進課 イ 対象者が子ども こども部子育て支援課 ウ 新型コロナウイルスワクチン接種 健康部健康づくり推進課	
②所属長の役職名	ア 健康づくり推進課長 イ 子育て支援課長 ウ 健康づくり推進課長	

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572－8555 大阪府寝屋川市本町1－1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部子育て支援課 〒572－8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-838-0374 健康部健康づくり推進課 〒572－0831 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2002
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。
- ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	事務担当部署	保健福祉部健康増進課	ア 対象者が成人 健康部健康推進室	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部健康増進課	健康部健康推進室 こども部子育て支援課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	平成27年3月31日	平成28年4月1日	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年1月31日	所属長	猪俣 由紀子	山口 浩	事後	
平成30年1月31日		南 浩明	勝浦 由紀子	事後	
平成30年1月31日	対象人数	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	対象人数	平成29年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職名	ア 山口 浩 イ 勝浦 由紀子	ア 健康部健康推進室長 イ こども部子育て支援課長	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠		照会：17.18.19(前除) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成30年4月1日	新様式(Ⅳ リスク対策)追加		リスク対策追加	事後	
令和2年7月3日	Ⅰ－５－①－ア	健康推進室	健康づくり推進課	事後	
令和2年7月3日	Ⅰ－５－②－ア	健康推進室長	健康づくり推進課長	事後	
令和2年7月3日	Ⅰ－８	健康推進室	健康づくり推進課	事後	
令和2年7月3日	Ⅱ－１	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	Ⅱ－２	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	請求先	072－824－1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	072－824－1181	072-838-0374	事後	
令和3年12月24日	3「個人番号の利用」法令上の根拠	10(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和3年12月24日	4「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令	照会：16の2(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、	事後	
令和3年12月24日	Ⅱ－１	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年12月24日	Ⅱ－２	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月3日	Ⅰ－１－②	予防接種の対象者を抽出し、予防票の発行歴を管理する。	予防接種の対象者を抽出し、予防票の発行歴を管理する。	事後	
令和4年2月3日	Ⅰ－１－③	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、ワクチン接種記録	事後	
令和4年2月3日	Ⅰ－３	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和4年2月3日	Ⅰ－４－②	番号法第19条第8号【照会】別表第二の16の2の項	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、	事後	
令和4年2月3日	Ⅰ－５－①－ウ 追加		ウ 新型コロナウイルスワクチン接種 健康部新型コロナウイルス感染症対策室	事後	
令和4年2月3日	Ⅰ－５－②－ウ 追加		ウ 新型コロナウイルス感染症対策室長	事後	
令和4年2月3日	Ⅱ－１	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和4年2月3日	Ⅲ	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年2月3日	Ⅳ－１	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和5年9月21日	Ⅰ－５－①－ウ	健康部新型コロナウイルス感染症対策室	健康部健康づくり推進課	事後	
令和5年9月21日	Ⅰ－５－②－ウ	新型コロナウイルス感染症対策室長	健康づくり推進課長	事後	
令和5年9月21日	Ⅰ－８	健康部健康づくり推進課 こども部子育て支援課	こども部子育て支援課 〒572－8533 大阪府寝屋川市池田西町28番	事後	
令和7年2月13日	Ⅰ－３ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10、寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14の項 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表5の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年2月13日	Ⅰ－４ ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29の項、第27条、第29条、第30条、第31条 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表14の項 ②番号法第十九条第八号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項、第27条、第28条	事後	
令和7年2月13日	Ⅰ－１ ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者等からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市区町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。	事後	
令和7年2月13日	Ⅳ－８ 人手を介在させる作業 >人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年2月13日	Ⅳ－８ 人手を介在させる作業 >判断の根拠		・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和7年2月13日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策		〔○〕全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	